

広島県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年四月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

小島荒谷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町上五〇四三番一地先から 神石郡神石高原町父木野五〇五九番一地先まで			三・七〇〇 一 五・九〇〇	八九一・〇〇〇	
	八八・〇〇〇 一 二・二〇〇 〇			八九一・〇〇〇	拡幅